



■■■9月1日より実施の増築に関する告示の改正について■■■

既にご承知のこととは存じますが、増築に関する告示の改正があり、9月1日より実施されます。

このことに関して、会員の方から法文のみでは理解しにくいとのご意見があり、技術委員会で検討した結果、下記の項目について、愛知県建築指導課に電話で質問しお答えを頂きました。

正式な質疑・回答ではありませんが、皆様の業務にお役に立つ部分もあるかと思われまますので、取り急ぎご報告いたします。

1. 既存の2分の1以下の面積の増築の場合、木造・非木造を問わず、昭和56年以降の新耐震設計法で設計された物は、今まで行ってきた耐震診断が不要になると考えてよろしいですか。

(A) 基本的には、その通りです。

既存部分の安全確認は、耐震診断でOKになることで確認していた物件が多かったが、新耐震で設計されたことが確認できれば、これに代わり、安全性が確認されたと判断されます。

2. 検査済み証は、必ず必要ですか。

(A) 新耐震で設計されたことが確認できれば良いので、必ずしもが、検査済み証が必要ではありませんが、検査済み証が有ることが、確実です。無い場合でも、新耐震設計法で設計され工事されたことを建築士が調査すれば良いと考えられますが、その方法については各主事判断になると思われるので、事前に主事等に相談すると良いのではないのでしょうか。

但し、いずれの場合にも、現状が設計図と異なる場合は、耐震診断が必要と思われまます。

3. 木造の場合の42条、43条、46条のチェックが必要となっていますが、チェック項目について47条の金物については、対象外と考えてよろしいですか。

(A) 平成12年の改正項目であり、現実の対応が困難であることから対象外になっていると考えられます。ただし、壁の配置のバランスについては46条で対象になっていますからチェックの必要があると思われまます。この際、仮に補強が必要となった場合の補強筋交いについては、現行基準により、47条の仕口の条件を満たして設計する必要があると考えられます。

4. 様式について決まったものは有りますか。

(A) 既存不適格の増築は、「既存不適格建築物の構造耐力規定の緩和適用報告書」を添付していただいていますので県のHPからダウンロードしてお使いください。

<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/6/kouzou3.html>

また、9月1日以降の情報は県建築指導課HPをチェックしていただくとよろしいかと思われまます。

書式に限らず、国土交通省の動きによっては取り扱いが変わっていくこともあるので注意してください。情報は、随時提供してまいります。

■■■注意■■■

これは、電話での質疑にお答え戴いたもので、文責は当委員会です。各物件での運用については、事前に審査機関と十分協議して、進めてください。